

第1日

平成28年12月6日（火）

午前10時1分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより平成28年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は16名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

15番手嶋栄治議員

16番実藤輝夫議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、報告2件、議案23件の送付を受けました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成28年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について2件、補正予算について4件、条例の一部改正及び制定について12件、基本構想及び基本計画の変更について1件、財産の処分及び取得について各1件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について3件、合計25件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第19号及び報告第20号の専決処分の報告につきましては、訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

次に、補正予算4件について説明申し上げます。

第92号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、朝倉農業高等学校跡地に建設される選果場整備に伴う補助金のほか、国の補正予算に伴う臨時福祉給

付金事業費、議員、職員等の給与等の改定及び人事異動等に伴う人件費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ11億352万3,000円を追加し、予算総額を331億7,917万7,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

人件費につきましては、人事院勧告に伴う議員、職員等の給与等の改定及び退職手当組合への特別負担金等の増額に、職員の人事異動等による人件費等の減額を合わせて、2,631万円を減額いたしました。

人件費以外の歳出につきましては、総務費では、地域振興基金及び公共施設等整備基金への積立金として1億270万8,000円を計上いたしました。

民生費では、臨時福祉給付金事業費及び介護保険特別会計への繰出金として1億8,418万6,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、筑前あさくら農業協同組合が朝倉農業高等学校跡地に建設される選果場整備に伴う産地パワーアップ事業補助金、福岡県が実施している両筑平野用水Ⅱ期事業及びため池改修事業に対する負担金として8億4,293万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として、国庫支出金1億8,313万3,000円、県支出金8億1,630万円、財産収入8,944万9,000円、市債1,170万円等を計上いたしました。

第93号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険法改正に伴うシステム改修経費等について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ210万6,000円を追加し、予算総額を57億8,704万6,000円といたしました。

第94号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出におきまして、工業用水管更新工事の内容変更等による工事請負費について補正するものでありまして、資本的支出を1,000万円増額し、支出合計を3億5,689万9,000円といたしました。

第95号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、人事異動等による給与費等について補正するものでありまして、収益的収入を14万円増額し、収入合計を6億1,796万5,000円とし、収益的支出を66万1,000円増額し、支出合計を5億2,091万2,000円といたしました。

次に、第96号議案朝倉市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第98号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の勤務時間、休暇等の改正方針に準じた職員の介護に関する休暇等の改正及び児童福祉法の一部が改正されることに伴う規定の整理を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第99号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会議員及び市長等の期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第100号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第101号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

第102号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

第103号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第104号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第105号議案朝倉市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、自治公民館その他地域で共用する施設として市長が認めるものの個別排水処理施設使用料の額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第106号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものの額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第107号議案朝倉市下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、朝倉市下

水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとしたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第108号議案第1次朝倉市総合計画基本構想及び第1次朝倉市総合計画後期基本計画の変更につきましては、第1次朝倉市総合計画基本構想及び第1次朝倉市総合計画後期基本計画を変更するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第100号議案財産の処分につきましては、筑前あさくら農業協同組合に財産を処分するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第110号議案財産の取得につきましては、端末振る舞い検知システムを取得するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、富士通株式会社九州支社と随意契約を締結し、同社から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第111号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定にするに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第112号議案から第114号議案までの指定管理者の指定につきましては、朝倉市立あまぎ水の文化村条例第3条の規定に基づき朝倉市立あまぎ水の文化村の指定管理者を朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき福田学童保育所の指定管理者を、朝倉市三連水車の里あさくら条例第4条の規定に基づき朝倉市三連水車の里あさくらの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第224条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（浅尾静二君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず、96号議案の説明でございます。

朝倉市事務分掌条例等の一部を改正する条例と市長が申しましたけれども、正しくは、朝倉市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定になります。

それから、財産処分の関係でございます。108号議案に続いての議案でございますけれども、100号議案と申しましたけれども、正しくは109号議案、財産の処分でございますので、訂正方よろしくお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに――なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、13日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時17分散会